

郵政民営化承継財産評価委員会
(承継財産の価額の決定) について
(説明資料)

平成20年3月14日
総 務 省

郵政民営化承継財産評価委員会

1 概要

郵政民営化法に基づき、日本郵政公社から承継会社等（日本郵政（株）、郵便事業（株）、郵便局（株）、（株）ゆうちょ銀行、（株）かんぽ生命保険及び（独）郵便貯金・簡易生命保険管理機構）に**承継される資産・負債の価額を、評価委員が評価**

【具体的業務内容】

- 資産・負債の評価基準の決定
- 評価基準及び承継計画に基づき、各承継会社等に承継される資産・負債の価額を評価

2 経緯等

平成18年9月19日（火） 第1回委員会（進め方等の決定）

平成19年1月26日（金） 第2回委員会（資産・負債の評価基準の決定）

平成20年2月18日（月） 第3回委員会（最終回）（各承継会社等に承継される資産・負債の価額の評価）

3 評価結果

日本郵政公社
平成19年度決算（最終決算）

資産	負債
338兆4,568億円	330兆7,753億円

①評価基準に基づき、
資産・負債を評価
（原則、時価）

②承継計画に基づき、
各承継会社等に
振り分け

評価結果

	資産	負債
日本郵政(株)	9兆2,491億円	1兆5,452億円
郵便事業(株)	1兆8,675億円	1兆6,675億円
郵便局(株)	3兆3,963億円	3兆1,963億円
(株)ゆうちょ銀行	223兆3,764億円	215兆8,792億円
(株)かんぽ生命保険	113兆7,372億円	112兆7,373億円
(独)郵貯・簡保管理機構	159兆5,855億円	159兆5,785億円

※ 総額は公社決算額と一致しない。これは、公社決算では表れない各業務相互間の資産・負債が評価案では各承継会社間の資産・負債として計上されること、また評価の基準が異なること（公社決算は簿価、評価案は原則時価）等によるもの。

委員名簿

委員長

(敬称略)

齊藤 惇 (株式会社東京証券取引所代表取締役社長)

委員長代理

田作 朋雄 (PwCアドバイザリー株式会社取締役パートナー)

委員

奥田かつ枝 (株式会社緒方不動産鑑定事務所取締役)
榎谷 隆夫 (日本公認会計士協会理事)
川 茂夫 (郵便局株式会社代表取締役会長)
北村 憲雄 (郵便事業株式会社代表取締役会長)
進藤 丈介 (株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役会長)
成澤 和己 (新日本監査法人代表社員)
西川 善文 (日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長)
橋口 典央 (総務省郵政行政局長)
平井 正夫 (独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事長)
藤岡 博 (財務省理財局次長)
古川 治次 (株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役会長)

根拠条文

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号） 抄

（承継される財産の価額）

第百六十五条 承継会社等が公社から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号） 抄

（評価委員の任命）

第十四条 法第百六十五条第一項に規定する評価委員は、次に掲げる者につき総務大臣が任命する。

一 総務省の職員 一人

二 財務省の職員 一人

三 日本郵政株式会社の役員 一人

四 郵便事業株式会社の役員（郵便事業株式会社が成立するまでの間は、日本郵政株式会社の役員）
一人

五 郵便局株式会社の役員（郵便局株式会社が成立するまでの間は、日本郵政株式会社の役員）
一人

六 郵便貯金銀行の役員 一人

七 郵便保険会社の役員 一人

八 機構の役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律
第百三号）第十五条第一項の設立委員） 一人

九 学識経験のある者 五人

（評価の方法）

第十五条 法第百六十五条第一項の規定による評価は、同項に規定する評価委員の過半数の一致によるものとする。